

# 大使館便り

第231号 令和4年6月9日  
在ポルトガル日本国大使館

## 1. 牛尾大使からの御挨拶

先月号の御挨拶にて当国の新型コロナウイルス新規感染者数（人口百万人当たり7日間平均数値）がEU域内で第1位となった旨に言及しましたが、その後、当国の同数値は世界第1位にも至りました。確かに体感的にも知り合い等が感染（人によっては再感染）した事実が以前よりも身近に耳に入るようになりました。その原因としてポルトガル当局は、4月後半から実施した緩和によるものだと説明していますが、しかし、同じように義務的なマスク着用機会を極力減らし、行動規制もほとんどなくなっている欧州他国との比較において、どうして当国の方が際だって高い新規感染者数を擁しているのかの有効な説明はなされていません。またサル痘の発症報告もじわじわと増しているところ、いずれの感染症にせよ油断はまだ禁物という現れなのかもしれません。当国当局としてはもはや「ゼロ・コロナ」はなく「ウイズ・コロナ」でいく、すなわち従前のような厳格な諸規制はいまのところは考えていないそうですし、我々も過度に神経質になる必要はないかと存じますが、一応、個人レベルでできる留意にはまだ心がける方が良いでしょう。

## 2. 政治・経済関係

### (1) レベロ・デ・ソウザ大統領、世界ポルトガル語の日を祝う

5月5日、「世界ポルトガル語の日」を迎えました。レベロ・デ・ソウザ大統領は、同記念日に対する祝辞を述べ「世界ポルトガル語の日を祝する機会は、我々に、政治力によって生まれたわけではない言語が、教育、協力、文化の面からそれを促進し保護するための政策を必要とすることを想起させる。我々は、世界のほぼ全ての地域にポルトガル人およびポルトガル語話者が存在することを知っている。そして、今日、伝統的な移民のほかにも海外で勉強する若者、ビジネスで様々な場所に行く企業家、国際的なキャリアを持つアーティスト等が大勢存在し、また、移民、特に難民の中には、言語を通じて社会に溶け込んでいる人たちも存在することを知っている。ポルトガル人であれ、外国人であれ、ポルトガル語を読み、話し、翻訳し、書き、学ぶ、全ての人々に対して、言葉をかけ、具体的な行動を取ることは、大統領をはじめとする政治指導者たちの責任である。」と世界ポルトガル語の日を祝いました。

### (2) レベロ・デ・ソウザ大統領、東ティモールを公式訪問

5月19日から22日にかけて、レベロ・デ・ソウザ大統領は東ティモールを初めて公式に

訪問しました。19日には、東ティモールのジョゼ・ラモス=ホルタ新大統領の就任式に出席し、20日には、同国議会で招待演説を行いました。演説では、「この20年間、我々は両国国民のために友好関係を強化し、両国の合意の下、制度、教育、文化、経済、法律、金融、外交の各関係を強化してきた。ポルトガルはポストパンデミックやウクライナ情勢といった、より困難な時代における共通の戦いにおいて、常に東ティモールと共にあろうと努めてきた。」とこれまでのポルトガルの取り組みを強調しました。

21日には、東ティモールのポルトガル人コミュニティを訪問した後、ラモス・ホルタ大統領と会談しました。レベロ・デ・ソウザ大統領は、ラモス=ホルタ大統領との会談後「親愛なる友人であるラモス・ホルタ大統領を今年中にポルトガルに招待したい。もし可能であれば、ウェブサミットにも参加してもらい、その間デジタル分野における兄弟国間での協力関係強化の可能性に関する企業フォーラムが開催できると望ましい。」と両国関係の更なる強化に関する展望を述べました。

### **(3) コスタ首相、ウクライナを訪問**

5月21日、コスタ首相はウクライナを訪問し、ウクライナのゼレンスキー大統領及びシュミハリ首相とそれぞれ会談しました。ゼレンスキー大統領との会談後記者会見でコスタ首相は「我々は地理的には離れているものの、両国民は非常に近い。この緊密さは、過去数十年にわたってウクライナ・コミュニティがポルトガルの発展に果たしてきた貢献から始まった。そのため、過去数週間、国際的な保護が必要であったウクライナ人も容易に統合した。我々は、ウクライナ人を喜んで迎えるが、ウクライナが戦争に勝ち、平和を勝ち取り、ウクライナへの帰還を希望する全ての人々が可能な限り帰還できる条件を整える支援を行う確固たる決意と共にある。」とウクライナ避難民に対する支援を表明しました。

また、シュミハリ首相との会談後には、ウクライナ政府の要請に応じた、同国に対する2億5,000万ユーロの財政支援協定に署名し「この大規模な資金援助は、ウクライナの予算の必要性を賄うことを目的としており、ポルトガルが軍事・人道的装備、ロシアへの制裁、あるいはウクライナによるEU加盟への要求に関連して行った他の支援に付随するものである。」と同国への支援の姿勢を示しました。

### **(4) 雇用統計がパンデミック以前の水準に回復**

5月23日、職業安定所(IEFP)は4月の失業者数を発表しました。4月の失業者数は31万4,435人となり、前月と比較し118,166人(3.6%)減少し、2020年同月及びパンデミック前の2019年同月との比較では、それぞれ10万9,453人(25.8%)、6,805人(2.1%)減少しました。地域別では、リスボン首都圏及びアルガルベ地方が前月比でそれぞれ3,703人(3.4%)、3,660人(19.7%)と大幅に減少し、前年同月との比較では、北部地方が3万6,772人(23.5%)と最多の減少を記録しました。パンデミックからの経済復興に伴い、雇用統計も全国的に改善傾

向を示しました。

### (5) ゴメス・クラヴィーニョ外相、カーボベルデを訪問

5月23日から25日にかけて、ゴメス・クラヴィーニョ外務大臣は、カーボベルデを訪問しました。ゴメス・クラヴィーニョ大臣は、23日から24日にかけて、カーボベルデのソアレス外務・協力・地域統合大臣と共に、同国内でのポルトガルの援助事業の視察を行い、25日に、マリア・ネーヴェス大統領、コレイア・イ・シルヴァ首相とそれぞれ会談しました。マリア・ネーヴェス大統領との会談では、ポルトガル語公用語圏諸国共同体（CPLP）の人の移動を促進する「モビリティ協定」及び現在の食糧危機への対応に関するカーボベルデへのポルトガルの支援を強調しました。コレイア・イ・シルヴァ首相との会談では、6月27日から7月1日までリスボンで開催される国連海洋会議に向けたカーボベルデの取り組みについて話されました。

ゴメス・クラヴィーニョ大臣は訪問最終日に、「就任後の早い段階でカーボベルデを訪問し、ポルトガルにとってのカーボベルデの重要性を確認することは、私にとって重要であった。今般訪問は両国の関係のレベルを具体化するための実施項目の確認に加え、現在の問題点の抽出にも役立った。」と訪問の意義を述べました。

### (6) 2022年度予算案が可決

5月27日、ポルトガル共和国議会は2022年度予算案を賛成多数（賛成：120、反対：105、棄権：5）で可決しました。過半数を占める与党社会党（PS）が賛成票を投じ、野党各党は反対票を投じました。改正項目が採用されたPSDマデイラ支部所属議員3名と自由党（Livre）及び人と動物と自然の党（PAN）所属議員各1名は、反対票を投じず、投票を棄権しました。予算案は、前年比6%の税収増加を見込み、歳入総額が前年比6.0%増の1,014億7,500万ユーロ（GDP比：44.7%）、歳出総額が前年比4.1%増の1,058億7,700万ユーロ（GDP比：46.6%）となりました。財政赤字（プライマリーバランス）は税収の増加及びパンデミックに対する緊急支援対策の終了に伴い収支状況が改善し、GDP比1.9%（▲44億ユーロ）となる見込みです。

コスタ首相は予算案可決後、ツイッターで「7か月を経て遂に国家予算が成立した。ポルトガル人が待ち望んでいた予算であり、若者、中産階級、低所得家庭の所得税（IRS）の負担を減らす予算である。我々はこの危機というページをめくった（新たな章に入った）、よって今こそ熱意を持って仕事に取り組むべき時である。それこそが、ポルトガルが必要とし、ポルトガル人に相応しく、ポルトガル人がまさに求めていることである。」と法案の可決を喜びました。同法案は最終文章の作成を経て大統領府に移送され、官報に公布・掲載される予定です。

## 2. 広報・文化・その他関係

## (イベント)

### (1) セトゥーバル市における JapanDAY の開催

6月18日(土)、当館はセトゥーバル市、セトゥーバル・アカデミーほかと共催し、セトゥーバル市において、日本文化をテーマとした「JapanDAY」を開催致します。本イベントにおいては、武道デモンストレーション、書道や折り紙ワークショップ、日本語講座等、様々な催しが予定されていますほか、ロンドン在住の三味線及び民謡のドゥオを迎えての公演や、日本映画上映も催されます。10時～20時まで Casa da Baía にて、多くの参加者をお待ちしております。

詳細はこちら：<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100354761.pdf>

### (2) 「第22回セルヴェイラ国際芸術ビエンナーレ」の開催

7月16日～12月31日、ヴィラ・ノヴァ・デ・セルヴェイラ市(Vila Nova de Cerveira)において、標記国際芸術ビエンナーレが開催されます。イベリア半島で最も古い44年の歴史を有する本ビエンナーレでは、今回、日本を招待国として様々な展示を始め、現代アート国際コンクール、美術をテーマとしたワークショップ、子供体験アトリエ、アーティストによるパフォーマンス、講演・ディスカッション等が行われる予定です。当館は、7月16日のオープニングに参加し、日本酒紹介事業も併せ実施いたします。

## (報告)

### (3) イベロアニメ 2022 イン・リスボン (IBERANIME 2022 LISBOA) の開催

5月21日(土)・22日(日)、リスボン市オリエント地区国際会議場(FIL)において、マンガ・アニメその他日本のポップカルチャーをテーマとした「Iberanime イン・リスボン 2022」が開催されました。日本大使館も会場にブースを設け、様々な日本広報資料の配布、伝統玩具・模型等を用いた文化紹介の他、墨絵専門家によるデモンストレーション、風呂敷ワークショップ、日本語による名前書き等を通じて各種日本紹介を行いました。



#### (4) ポルトガル極真会協会主催「OPEN KYOKUSHIN PORTUGAL 2022」の開催

5月20日(金)・21日(土)、Trofa市スポーツパビリオンにおいて、ポルトガル極真会協会主催により標記空手競技大会(ポルトガル極真オープン)が開催されました。本イベント(当館後援名義事業)へは、当館より日本文化関連模型、浴衣、日本広報DVD、日章旗等の貸し出しを行い、空手イベントと併せて格好の日本文化紹介の機会となりました。



#### (お知らせ)

##### ●広報文化班より

今後、当館主(共)催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、[cultural@lb.mofa.go.jp](mailto:cultural@lb.mofa.go.jp)までご連絡下さい。

## 4. 領事関係

### (1) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なるべく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますので御利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ(ポルトガル語)

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

## (2) 日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

ア 2022年5月下旬、日本政府は入国時検査及び入国後待機期間の見直しを行い、オミクロン株の流入リスクを総合的に勘案の上、各国・地域を、「赤」、「黄」、「青」に区分しました。これにより、ポルトガルは「黄」に指定され、同年6月1日以降、以下の措置が適用されます。

### 新型コロナウイルスワクチン未接種、1回あるいは2回接種した方

ポルトガルからの入国者及び帰国者は、入国時の空港での検査で陰性と判定された場合、入国後7日間の自宅待機が求められます。ただし、入国後3日以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の待機の継続は不要となります。また、入国後24時間以内に自宅等の待機場所まで移動する場合は公共交通機関の使用が可能です。

### 新型コロナウイルスワクチンを3回分接種した方

ポルトガルからのすべての入国者及び帰国者は、入国時の空港での検査は不要となり、入国後の自宅待機も求められません。

イ 一方、全ての入国・帰国者に求められている陰性証明書、質問票の提示及びアプリの登録が必要なことに変更はありません。陰性証明書については、当国発便の出発時刻から起算して72時間以内に受検した検査結果が有効となります。また、同陰性証明書には、厚生労働省所定の様式（[日本語・英語](#)又は[英語・ポルトガル語](#)）が必要ですので御留意ください。同様式による証明を行う当国内の医療機関・検査機関のリストは当館ウェブサイト（<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf>）に掲載しています。なお、日本が有効と認める検体、検査方法等全ての必要事項が英語で記載されている場合は、任意の様式でも差し支えありませんが、陰性の検査結果を提示できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められませんので御留意ください。

ウ さらに、日本到着時には、検疫所において、入国後の制約事項を遵守する旨の誓約が求められます。詳細は「[水際対策に係る新たな措置について（厚労省）](#)」を御参照ください。

エ 2022年3月9日から、日本への帰国・入国に際し、羽田空港、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港において、「ファストトラック」のご利用が可能となりました。「ファストトラック」とは、入国時の検疫手続きの一部事前登録のことで、指定のアプリ（MySOS）上に、質問票、誓約書、ワクチン接種証明書、検査証明書を事前に登録することにより、入国時の一部検疫手続きを簡素化できます。詳細は、厚生労働省のウェブサイト（[ファストトラック \(mhlw.go.jp\)](#)）を御確認ください。

### (3) 海外在留邦人等向けワクチン接種事業

4月18日より、本邦の空港において5歳から11歳の方への接種が始まりました。詳細は、以下の外務省海外安全HPを御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

### (4) 外国人の日本への入国

日本国とポルトガル共和国との間の一般旅券所持者に対する相互査証免除措置は現在停止されていますが、2022年3月1日から、外国人の新規入国については、受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国が認められることになりました。同年6月10日からは、日本国内に所在する旅行代理店等の受入責任者が、入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合、「特段の事情」があるものとして、観光目的で短期滞在する外国人の新規入国が原則認められますが、「青」指定の国々のみに限られていますので、「黄」指定の当国からは同目的での入国はできません。詳細は、外務省ウェブサイト（[新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について | 外務省 \(mofa.go.jp\)](https://www.mofa.go.jp)）を御覧ください。

### (5) 海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。また、登録申請を希望される方は、当館領事班宛てにお電話かメールで御来館の予約をお取りください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

イ 本年4月1日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しました。新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた行動制限措置等の対象地域にお住まいの方や遠隔地にお住まいの方など、一定の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に郵送、電子メールによる送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく在外選挙人登録申請ができます。ご希望の方は事前に当館までご相談ください。

### (6) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの活用

現在、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）においては、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが設置されています。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いいたします。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

### (7) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人の増加にともない、海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースも増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事故・災害に遭われた場合、当館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。また、「在留届」を提出いただいた方々には、目下の新型コロナウイルス感染症に係る現況を始め、大規模事件・事故・自然災害、テロなどの安全に係る情報を提供しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、ポルトガルに在住中のご友人・知人で、まだ在留届を提出していない方を御存じでしたら、届出を行うよう御案内ください。

また、本届により当館が把握している情報の精度を維持するため、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」のご提出も忘れずにお願いいたします。

届け出はこちらから → <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

### (8) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等で第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

ご登録はこちらからお願いたします → <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

### (9) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、自治体によっては、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得が可能です。毎日朝6時半から夜11時まで利



用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(ただし、市区町村によって手数料やサービス内容が異なります。)。また、マイナンバーカードを用いて e-Tax による確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになりました。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。同3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度においてまた、令和5年(2023年)3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

ウ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願いいたします。

#### (10) 御来館時のお願い

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を念頭に、領事窓口は**予約制**を採っております。御来館の際は、事前にお電話かEメールで予約をお取りいただきますようお願いいたします。関連頁はこちら→[大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

#### (11) 当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からの御意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、御意見・御要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにEメールにて御連絡下さい。

#### 在ポルトガル日本国大使館(領事班)

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 email：[consular@lb.mofa.go.jp](mailto:consular@lb.mofa.go.jp)